

消 第 1 3 6 6 号
平成26年2月20日

中国高圧ガス容器管理委員会岡山県支部長 殿

岡山県消防保安課長



「岡山県高圧ガス容器管理指針」の制定について（通知）

平素から高圧ガス保安対策の推進にご尽力いただき、感謝しております。

県内では、平成20年に新見市において廃棄物回収業者が、回収していたボンベを酸素ボンベと誤認し、バルブを開けたところ塩素ガスが漏れ出すという事故が発生しており、幸い人的被害はなかったものの一歩間違えば周辺住民をも巻き込むおそれのある事故が発生しています。

また、消費先における長期滞留容器の存在や所有者不明の容器の発見が依然として続いており、容器管理の徹底が求められている状況であります。

こうした状況から、本県は、貴職のご意見等を踏まえ、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）に基づき、高圧ガス供給事業者及び消費事業者並びに関係団体が、高圧ガス容器の適正な管理や安全に消費を行うための自主的な保安活動を促進することにより災害の発生や高圧ガス容器の放置を防止することを目的とした「岡山県高圧ガス容器管理指針」を策定しました。

つきましては、本指針を貴支部会員に周知していただき、高圧ガス容器の取扱いに伴う事故の未然防止を図っていただくようお願いいたします。

なお、本指針の制定については、各消防本部消防長、県内の高圧ガス保安5団体の長及び岡山県警察本部警備課長にもそれぞれ通知しています。

連絡先 岡山県消防保安課 担当：大田 〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4-6 電 話：086-226-7296 F A X：086-225-4659
--

岡山県高圧ガス容器管理指針

制定日 平成26年2月20日
岡山県

第1 指針の目的

この指針は、高圧ガス保安法（昭和26年法律第204号）の目的に基づき、高圧ガス供給事業者及び消費事業者並びに関係団体が、高圧ガス容器の適正な管理や安全に消費を行うための自主的な保安活動を促進することにより、災害の発生や高圧ガス容器の放置を防止することを目的とするものである。

第2 指針の対象

この指針は、高圧ガス容器（高圧ガス保安法容器則第1条に規定する容器で、内容積1リットル以上の容器をいう。以下同じ。）により高圧ガスを供給する事業者（製造事業者、販売事業者）及び消費する事業者並びにこれらに関係する団体等を対象とする。

第3 用語の定義

この指針に用いる用語は、高圧ガス保安法及び同法各規則によるものの他は次によるものとする。

（1）供給事業者

岡山県内の消費事業者に高圧ガスを販売する製造事業者及び販売事業者（伝票販売事業者を含む）をいう。

（2）伝票販売事業者

直接高圧ガス容器を取り扱わず、他の供給事業者が高圧ガス容器の納入を依託する販売事業者をいう。

（3）消費事業者

岡山県内において、高圧ガス容器に充填された高圧ガスを消費して事業活動等を行う者をいう。

（4）放置容器

現に所有者又は使用者が管理していない状態にある高圧ガス容器をいう。

（5）関係団体

岡山県内の高圧ガス保安団体をいう。

（6）供給事業者団体

岡山県高圧ガス協議会及び岡山県高圧ガス協議会工業部会並びに中国高圧ガス容器管理委員会岡山県支部をいう。

第4 供給事業者がとるべき措置

供給事業者は、高圧ガス保安法の規定を遵守する他、次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 高圧ガス容器の受け入れ及び引き渡し台帳を備え、常に自社の取り扱う高圧ガス容器の所在管理を徹底する。
- (2) 消費事業者に、安全に消費するための適切な情報を提供する。その際は本指針を十分周知する。
- (3) 伝票販売事業者は、高圧ガス容器の納入を委託した販売事業者と前号の情報提供について明確に文書で取り決めておく。
- (4) 事故発生時に高圧ガス保安法第63条（事故届）に基づき関係機関に速やかに通報が行えるよう連絡体制をあらかじめ構築し従事者に周知する。
- (5) 高圧ガスの販売にあたって高圧ガスの容器は原則として貸与することとし、消費事業者にその旨明示する。
- (6) 高圧ガス容器は、常にその所有者を明確に識別できるようにする。
- (7) 同じ高圧ガス容器は原則として1年以上継続して同一事業所に留置しない。
- (8) 使用済み高圧ガス容器の回収は迅速に行い、消費事業者からの依頼があった場合は、自社取扱容器以外の容器であっても回収する。この場合、回収した自社所有容器以外の容器は、第6（2）において定める高圧ガス容器の共同集積場（充填所内の容器置場を含む）に搬入して、所有者に返却する措置をとる。
- (9) 関係団体への加入などにより保安に関する最新情報を入手し、従事者に対して、少なくとも1年に2回以上保安教育を行う。
- (10) 少なくとも1年に2回以上、取引消費事業所における高圧ガス容器の管理状況等を調査する。
- (11) 消費事業者に対して、『第5消費事業者がとるべき措置』の規定が遵守されるように助言する。

第5 消費事業者がとるべき措置

消費事業者は、『第1指針の目的』を達成するため、次の措置をとるよう努めるものとする。

- (1) 高圧ガス保安法の規定を遵守するとともに、特に、同法第15条第1項に基づき、高圧ガスの貯蔵を行う。
- (2) 高圧ガス保安法の規定を遵守するとともに、特に、一般高圧ガス保安規則第60条（その他消費の技術上の基準）又は液化石油保安規則第58条（その他消費の技術上の基準）に基づき高圧ガスの消費を行う。
- (3) 消費事業所には、高圧ガス容器の管理責任者を置き、高圧ガス容器管理台帳により常に高圧ガス容器の受け払い状況及び所在等を管理する。
- (4) 高圧ガス容器は一定の場所で管理し、毎日の作業開始時及び作業終了時に高圧ガス容器の管理責任者が管理状況を確認する。
- (5) 供給事業者から高圧ガスを安全に消費するための適切な情報の提供を受けた際は、事業所内で当該情報を共有できる体制を構築し従事者に周知する。
- (6) 供給事業者から消費場所における高圧ガス容器の管理状況について助言を受けた際には、速やかに改善し安全確保に努める。
- (7) 高圧ガス容器及び附属設備（配管、ホース、調整器、逆火防止器等）は原則と

して6ヶ月以内に一回以上、安全上問題がないか点検等を実施する。

- (8) 使用済み高圧ガス容器は、直ちに供給事業者に戻却することとし、使用中の容器であっても原則として1年以上留置しない。
- (9) 事故発生時に高圧ガス保安法第63条（事故報告）に基づき関係機関に速やかに通報が伝わるよう連絡体制をあらかじめ構築し従事者に周知する。
- (10) 関係団体等が主催する講習会に参加するなどにより、保安に関する最新情報を入手し、高圧ガスを取り扱う従事者に対して、1年を通じて1回以上高圧ガスの保安に関する教育を実施する。

第6 関係団体がとるべき措置

関係団体は、『第1指針の目的』を達成するため、次の措置をとるように努めるものとする。

- (1) 高圧ガス容器の適正な取り扱いについて、加入企業及び消費事業者に対し周知・啓発を行う。
- (2) 供給事業者団体は、放置容器の回収を円滑に行うため、回収した高圧ガス容器の共同集積場（充填所内の容器置場を含む）を設けるなど必要な措置をとる。

第7 放置容器の発見

放置容器発見の連絡を受けた供給業者等は、直ちに対応するものとする。

第8 放置容器の処理

供給事業者及び関係団体は、放置容器を迅速・適正に処理するために次の措置をとるように努めるものとする。

- (1) 放置容器の処理体制を確立し実施する。
- (2) 放置容器の発見者が速やかに処理機関に通報できる体制を確立し実施する。

この指針は、平成26年2月20日から施行する。